

島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「島根県肝炎対策推進基本指針」及び「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用についての一部改正について（通知）」（令和5年2月3日付け健発0203号第4号厚生労働省健康局長通知）の基本的な考え方等に従い、「島根県肝炎医療コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を養成、活用し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝臓がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）へ適切な肝炎医療や情報提供等の支援をし、もって、肝硬変や肝がんへの移行を減らす等、島根県の肝炎対策を一層推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 島根県

(基本的な役割)

第3条 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受け、第6条に掲げる活動を行う。

- 2 コーディネーターは、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関をはじめとする関係機関と連携する。
- 3 コーディネーターは、肝炎ウイルス検査を受け、検査結果が陽性であった者が精密検査を早期に受診し、継続的な治療を受けられるようにフォローアップを行う。
- 4 コーディネーターは、肝炎患者が仕事と治療を両立し、継続できるように支援する。
- 5 コーディネーターは、地域や職域において肝炎に対する理解を広げ、肝炎患者等への差別の解消に繋げるよう活動を行う。
- 6 コーディネーターは、前各項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し合うものとする。

(配置する機関と人数)

第4条 コーディネーターを配置する機関と人数は、次のとおりとする。

- 一 肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎等精密検査実施医療機関
各施設に1名以上配置する。
- 二 肝炎ウイルス検査委託医療機関
各施設に1名以上配置することが望ましい。
- 三 市町村及び保健所の肝炎対策担当部署
肝炎対策の業務に携わる者で、各市に複数名、各町村に1名以上、各保健所に1名以上配置する。
- 四 その他
第一号及び第二号に規定する以外の医療機関並びに第三号以外の機関等については、配置する機関及び配置する人数を任意とする。

(養成及び認定)

第5条 知事は、次に掲げる区分に該当する者で、県が実施する養成研修を受講した者をコーディネーターとして認定するものとする。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療事務等の保健医療関係者
- 二 保健所又は市町村の肝炎対策担当者
- 三 民間企業、医療保険者等職域の健康管理担当者
- 四 教育機関に勤務する者（教員、養護教諭、事務職員等）
- 五 肝炎患者若しくはその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者（患者会会員、福祉関係者等）

2 県は、前項に規定する養成研修の開催にあたっては、受講を希望する者が受講しやすいように工夫して研修を行うこととする。

3 第1項に規定する養成研修の内容は、次の各号に定めるほか、各年度の肝炎医療コーディネーターの養成及び継続研修の実施要項（以下、「実施要項」という。）に定めることとする。

- 一 コーディネーターに期待される役割・心構え
- 二 島根県の肝炎の現状と対策等
- 三 肝炎等の基礎知識
- 四 肝炎患者等に係る支援制度
- 五 地域の肝疾患診療連携体制
- 六 島根県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

4 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式1）及びバッジを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。なお、コーディネーターは活動する際、バッジを着用する。

(活動内容)

第6条 コーディネーターの主な活動内容は、次に掲げる機関ごとに定める項目とする。

- 一 肝疾患診療連携拠点病院、肝炎等精密検査実施医療機関、肝炎ウイルス検査委託医療機関及びその他の医療機関
 - ① 肝炎の知識に関する情報提供、検査や治療に関する相談支援
 - ② 肝炎患者等や抗ウイルス治療後の者に対する受診勧奨及び受診の必要性の説明
 - ③ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ④ 肝疾患診療連携拠点病院や県が主催する研修会等への参加
 - ⑤ 地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 二 市町村又は保健所の肝炎対策担当部署
 - ① 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - ② 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ③ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及びフォローアップ（肝炎患者等への受診勧奨等）の実施
 - ④ B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内及び感染予防に関する啓
 - ⑤ 地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 三 民間企業、医療保険者等の職域機関
 - ① 事業主、人事管理部門、従業員等への普及啓発

- ②職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ③肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境づくり
- ④肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ⑤地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 四 教育機関に勤務する者（教員、養護教諭、事務職員等）
 - ①児童、生徒、保護者及び学校内の職員等への肝炎に関する基本的知識の普及啓発
 - ②肝炎ウイルス検査の受検勧奨
 - ③地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 五 その他
 - ①肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
 - ②肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ③肝炎患者等への情報提供
 - ④地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等

（技能向上及び活動支援）

- 第7条** 県は、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図るため、次の各号に定める支援を行うものとする。
- 一 コーディネーターの活動内容及び配置されている機関などを、ホームページ、広報誌その他様々な手段を用いて、周知を図る。
 - 二 第5条第4項に規定する名簿を拠点病院と共有し、研修会の案内、コーディネーターの交流や情報交換の機会を拠点病院と協力して確保する。
 - 三 受講を希望する者が受講しやすいように工夫して継続研修を行う。
- 2** コーディネーターは、前項第三号の継続研修を毎年度受講する。
- 3** 第1項第三号に規定する継続研修の内容は、次に定めるとおりとする。
- ただし、実施要項に定めるところにより、継続研修の一部を免除できるものとする。
 - 一 島根県の肝炎の現状と対策等
 - 二 活動報告や相談事例についての情報・意見交換
 - 三 肝炎等の最新情報

（認定及び登録の取消）

- 第8条** 知事は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項に規定する認定及び同条第4項に規定するコーディネーター名簿の登録を取り消すこととする。
- 一 コーディネーターとして役割に反する行為を行ったとき
 - 二 第7条第1項第三号に規定する継続研修を3年続けて受講しなかったとき
 - ただし、疾病その他のやむを得ない理由によりコーディネーターとして活動することが困難であったと認められる場合はこの限りでない。
 - 三 本人から辞退の届出があったとき
- 2** 前項第二号ただし書きの規定に該当する場合は、理由書を提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た個人情報
を漏らしてはならない。前条の規定により認定を取り消された後も同様と
する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、
島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めること
とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年10月4日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年度及び平成28年度に養成研修を受講した者であって、修了書を交
付された者については、本要綱で規定する養成研修を受講し認定を行った者
とみなす。

(施行期日)

第3条 この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

第4条 この要綱は、令和2年9月11日から施行する。ただし、次に掲げる規定
は、令和5年10月4日から施行する。

一 第4条第一号

(特例措置)

第5条 平成29年度に認定若しくは継続研修を受講した以降、継続研修を受講し
ていない者については、令和2年度は第8条第1項第二号の規定を適用せ
ず、受講期限を1年延長する。

(施行期日)

第6条 この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

第 一 号

認 定 証

氏名

あなたは、(元号) ____年度島根県肝
炎医療コーディネーター養成研修会を
受講し、「島根県肝炎医療コーディネー
ターの養成及び活用に関する要綱」第
5条第1項の規定により「島根県肝炎
医療コーディネーター」であることを
認定する。

(元号) 年 月 日

島根県知事 ○○ ○○